特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------------------|
| 84 | 自立支援医療(精神通院医療)に関する事務 基礎項目 評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、自立支援医療(精神通院医療)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | |
|----------------------------|---|--|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 自立支援医療(精神通院医療)に関する事務 | | | | | |
| ②事務の概要 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うための受付事務(負担上限額の判定、住民への通知、自立支援医療の照会業務)を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①自立支援の支給に関する事務 ②支給決定の変更に関する事務 ③支給認定の変更に関する事務 | | | | | |
| ③システムの名称 | 中間サーバ・ソフトウェア | | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル | 8 | | | | | |
| 自立支援医療(精神通院医療) 宛名情報ファイル | に関する事務のファイル | | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表 第117項、内閣府・総務省令第60条並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(栃木県条例第31号)別表第1 17の4の項 | | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシ | マステムによる情報連携 | | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> | | | | | |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日デジタル庁・総務省令第9号) 第二条の表 144、145、146の項 (情報提供の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない | | | | | |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | | | |
| ①部署 | 障がい福祉課 | | | | | |
| ②所属長の役職名 | 障がい福祉課長 | | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正・利用停止請求 | | | | | |
| 請求先 | 栃木市役所 保健福祉部障がい福祉課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2205 | | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイルの | の取扱いに関する問合せ | | | | | |
| 連絡先 | 栃木市役所 保健福祉部障がい福祉課 住所:栃木県栃木市万町9-25 電話:0282-21-2205 | | | | | |
| 9. 規則第9条第2項の適用 | 用 []適用した | | | | | |
| 適用した理由 | | | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-------------------|------------|--|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1,000人以上1万人未满] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| | いつ時点の計数か | | 17年3月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満] | | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | |]7年3月1日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし | | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |
|-------------------|

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報 | 保護評価書の種類 | | | | | | |
|---|-------------|------------------|---|------------|--|--|--|
| | 項目評価書 |] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び | 全項目評価書 | | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。 | | | | | | | |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | | | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分であ | 53] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分であ | 58] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分であ | 55] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| C不正に使用されるリスクへ の対策は十分か 3) 課題が残されている 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない | | | | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | Ι |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や情報提供ネッ | ットワークシステム | を通じた提供を除く。) [|]提供・移転しない | | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [十分であ | න්] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | | []接続しない(入手) [〇 |]接続しない(提供) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分であ | 55] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か |] |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | | | | |
|-------------------------------------|---|---|--|--|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 8. 人手を介在させる作業 | | | []人手を介在させる作業はない | | | |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | |
| 判断の根拠 | ・マイナンバーの記載された申請書を進達する際は、郵送せず手渡しで確実に受け渡す。 ・マイナンバーの記載された書類は、確実にマスキング処理をしてからコピーする。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられ る。 | | | | | |

| 9. 監査 | | | | | |
|----------------------|--|--|--------|--|--|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [|] 内部監査 [] 外部監査 | | | |
| 10. 従業者に対する教育・ | 啓発 | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 | []全項目評価又は重点項目評価を実施 | する | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | 3) 権限のない者によって不正に任4) 委託先における不正な使用等5) 不正な提供・移転が行われる!6) 情報提供ネットワークシステム | るリスクへの対策 一務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 「正に使用されるリスクへの対策 を用等のリスクへの対策 のれるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 滅失・毀損リスクへの対策 | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 判断の根拠 | マイナンバーの記載された書類は、研究 | 進達する際は、郵送せず手渡しで確実に受け渡す。 確実にマスキング処理をしてから⊐ピーする。 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十 | ·分である」 | | |

変更簡所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|---|------|---------------|
| 令和2年3月31日 1 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年3月31日 2 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年3月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 番号法改正の施行に伴う変更 |
| 令和5年3月31日 1 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年3月1日 時点 | 令和5年3月1日 時点 | 事前 | |
| 令和5年3月31日 2 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年3月1日 時点 | 令和5年3月1日 時点 | 事前 | |
| 令和7年4月1日 3 | I 関連情報 3.個人番号の利用 キ会トの規拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 第84項、内閣府・総務省令第60条並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(栃木県条例第31号)別表第117の4の項 | 番号法第9条第1項、別表 第117項、内閣府・総務省令第60条並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(栃木県条例第31号)別表第117の4の項 | 事前 | |
| 令和7年4月1日 | テムによる情報連携 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二108、109、110の 項並びに内閣府・総務省令第55条、第55条の 2、第55条の3 | (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年五月二十四日デジタル庁・総務省令第9号)第二条の表144、145、146の項 | 事前 | |
| 令和7年4月1日 1 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か | 令和5年3月1日 時点 | 令和7年3月1日 時点 | 事前 | |
| 令和7年4月1日 2 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和5年3月1日 時点 | 令和7年3月1日 時点 | 事前 | |
| | Ⅳ リスク対策 3.人手を介在させる作業 | - | 項目追加による記載 | 事前 | |
| 令和7年4月1日 1 | Ⅳ リスク対策 11. もっとも優先度が高いと考 えられる対策 | - | 項目追加による記載 | 事前 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |